

平成27年12月26日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

暴行・傷害等の犯罪被害者相談会

2 開催日時

平成27年11月30日（月）午後5時～午後8時（1回目）

平成27年12月 1日（火）午後5時～午後8時（2回目）

3 開催趣旨

内閣府は、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の一週間（11月25日から12月1日まで）を犯罪被害者週間と定めました。そこで当会では、「犯罪被害者週間」の趣旨に賛同し、犯罪被害者を支援するため、犯罪被害者のための相談会（第1回目）を上記日程で実施することとしました。

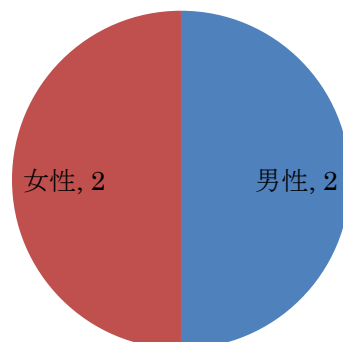
司法書士は、告訴状の作成、被害者の加害者に対する治療費・慰謝料請求、法務局の人権救済制度の利用などを通して犯罪被害者の支援を行っています。また、総合法律支援法においては、司法書士が犯罪被害者支援に対して一定の責務を負うとされており、本相談会を実施し犯罪被害者支援に関して積極的に関与することにより、その社会的責務を全うするものであります。

4 相談件数

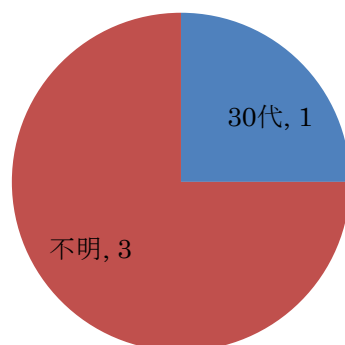
合計 4名

内訳

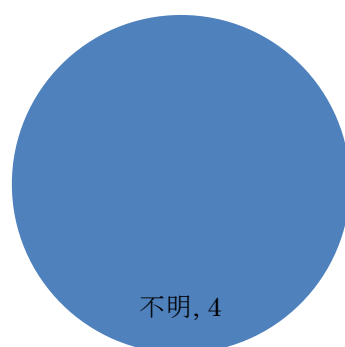
（1）性別



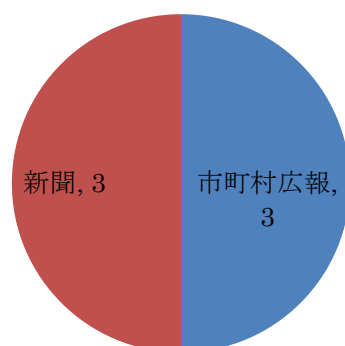
(2) 年齢



(3) 職業



(4) 相談会を知った先 (複数回答あり)



5 主な相談内容

- ・犯罪被害について

6 実施した感想・コメント・今後の対応

当会は、「犯罪被害者週間」の趣旨に沿い、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日及び前日の11月30日に初めて相談会を実施しました。実際相談を受けた印象は、相談者は何かを解決したいというよりは、誰かに聞いて欲しいという気持ちをお持ちであるという印象を強く受けました。また、憤りを晴らしたく電話をしたという人もいました。今後は、独立した相談会という形式ではなく、他の相談会、例えば養育費相談会（配偶者からの暴力や慰謝料請求等が犯罪被害者支援に関連する側面があるので）と合同で開催する等の方法を検討して、引き続き相談を受けていきたいと思えます。

なお、今回寄せられた相談の中に損害賠償請求事件として裁判所へ提出する書類の作成を通して司法書士がサポートできると思われる相談もありました。今後も色々な相談を受けながら、一人でも多くの被害者の救済につながるよう活動していきたいと思えます。